

(5) 文化財保存と国土開発との調和点を模索して

A SEARCH FOR THE HARMONIC POINT BETWEEN CULTURAL PROPERTIES PROTECTION AND NATIONAL LAND DEVELOPMENT

中 川 武 夫^{*}
Takeo NAKAGAWA^{*}

ABSTRACT; An investigation has been made to find the harmonic point between cultural properties protection and national land development. On the basis of the author's experiences as the member of an expert committee, a detailed methodology on this problem has been proposed and discussed.

It has been concluded that if cultural properties protection is harmonized with national land development, and *vice versa*, cultural properties protection as well as national land development are essential for our cultural progress, although, if not, they contradict each other.

KEYWORDS; Cultural properties, Land development, Construction administration, Cultural administration, Environmental protection, Cultural properties protection.

1. はじめに

昭和46年に国の重要文化財の管理責任者が国の開発計画の主体者である建設省から重要文化財の移転を前提とする現状変更の申込みを受けるといってわが国における文化の存続上ゆゆしき事態が発生した。この時、建設省による「梯川水系工事実施基本計画」⁽¹⁾において現状変更の対象となった国の重要文化財が小松天満宮（図1）である。以来、小松天満宮の保存と梯川（図2）の水害対策を両立させるための努力が関係者の間で試行錯誤的に続けられてきた。そして、問題発生から実に13年有余経過した昭和59年に混迷した事態を收拾するために小松天満宮等専門調査会が小松市によって設置され、昭和61年（実際には昭和62年）にその報告書が「加賀 小松天満宮と梯川」⁽²⁾と題されて一般に公表されるに至った。

この種の事例が今までになかったことも手伝って、これを解決するための方法論が知られていないばかりが、問題の性格自体も一般には十分に認識されていないのが実状である。本論文の主な目的は小松天満宮等専門調査会委員として、この問題に関与してきた著者が調査過程において得た経験に基づいて文化財保存と国土開発との調和をはかるための方法論（試案）を提案し、もって国内外における将来の文化財行政並びに建設行政に対して指針を提供することにある。

* 金沢工業大学・機械システム工学科 Department of Mechanical System Engineering,
Kanazawa Institute of Technology.

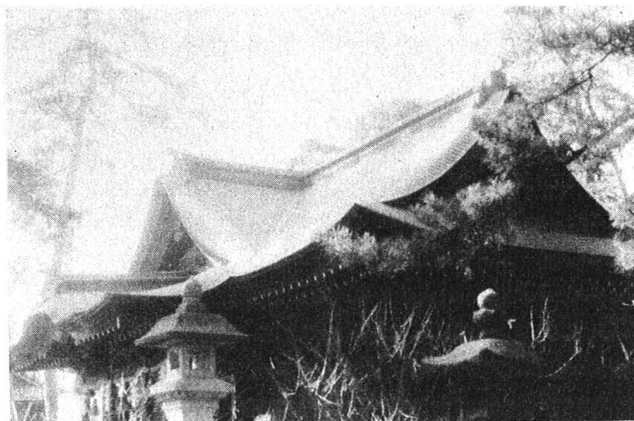


図1 小松天満宮 社殿

明暦 3年（1657）加賀三代藩主前田利常 創建

昭和36年（1961）国、重要文化財 指定

昭和59年（1984）中川武夫 撮影

2. 問題の性格

文化財^①とは我々の先祖が我々に伝えた遺産であると同時に、先祖の生きたあかしでもある。一方、国土開発は現代に生きる我々が我々の子々孫々に伝える文化財を創造する所行にはかならない。したがって、文化財保存と国土開発との調和点を模索することは先祖及び我々がともに悠久の世界に生き続けるための方途を求めるというロマンに満ち満ちた努力である。同時に、この問題は文化の継承か、断絶かという人類存立の根幹と深いかわり合いを有していることに注目すべきである。

3. 現 況

著者の知る限りでは、わが国における国土の開発計画はこれに係る国民にその開発計画の立案の際に用いた基礎資料を十分に与えることなく提示されるのが通例であった。すなわち、開発者から縦覧に供される基礎資料は当該開発計画の妥当性を支持するものに限定されてきた。このために、当該開発計画に少なからぬ疑念をいだく専門の学者でさえ、公表された開発計画に対して客観的批判を加えることは、事実上不可能であった。さらに悪いことには開発者が提示した開発計画に関して意見を求められる学者は主として政治的理由により、これを容認することが予想される人物に限られてきたためにこれが開発指向の強い建設行政と相乗効果をなしてわが国の乱開発を促進し続けてきた。したがって、文化財保存と国土開発との調和点をさぐるための活動はわが国においては今まで皆無に等しかったし、たとえあったとしても未だ目の目を見るまでには至っていないのが実情である。⁽³⁾

4. 方法論（試案）

表1に著者が小松天満宮等専門調査会委員として活動した過程で得た経験にもとづいて創案した文化財



図2 梯川の景観

梯大橋付近：河口、安宅の関祉から約3.4 km

昭和59年（1984）中川武夫 撮影

保存との調和をはかりつつ国土開発を遂行するための方法論（試案）を要約した。

先ず開発者による文化財に係る第一次開発計画の公示によって問題が具体化する。文化財管理責任者は開発計画の公示を受けて、教育委員会に専門調査会（以下調査会と呼称）の設置を要請する。教育委員会が調査会委員の委嘱を開始する前に開発者と文化財管理責任者は協議のうえ調査会仮組織を決定し、教育委員会に連絡する。ところで、この問題解決の成否を握る鍵は調査会委員の構成にあるといっても決して過言ではない。調査会委員は偏りがなく公正であることに加えて、客観的かつ専門的な調査能力を有する人物でなければならない。もし、このような資質を有する委員から成る第三者的な調査会の設置が困難である場合には次善の策として開発者と、文化財管理責任者の双方から推せんされた委員を各調査部ごと全く同数ずつ委嘱するというような着眼が要求される。このようにして、教育委員会から委嘱された調査会委員（調査会）は開発者並びに文化財管理責任者の承認を受けることとなる。調査会においては、調査内容の検討に先立ってすでに提示されている調査会仮組織に基づいて調査会組織の確定を行う。続いて、調査会において調査内容についての検討が行われることとなる。ここで、調査内容には調査項目、調査方法、調査範囲、調査時間、調査会日程、報告書の取扱方法等が含まれる。表2に小松天満宮等専門調査会で選定された調査の大項目を参考のために示した。

調査会委員による調査結果の骨子を盛り込んだ仮報告書が公表されたのち、適当な期間において教育委員会の主催による公聴会が開催される。公聴会においてはあらかじめ公表されている仮報告書の内容に関して十分な質疑討論を関係者に保証する必要がある。公聴会における質問方法は、公聴会での口頭による質問に加えて、公聴会以前に教育委員会を通して調査会委員に提出される文書による質問を受け付けるべきである。なぜならば、このような文書による質問は調査会委員に回答のための準備期間を与えることとなるので、公聴会の実効を高めうる可能性が大きいからである。なお、公聴会の開催及びその内容について

は十分な余裕をとって関係者に周知徹底をはかることが肝要である。調査会においては公聴会の内容を審議し、再調査の必要性があればこれを実施する。続いて、各調査会委員は公聴会における質疑討論あるいは再調査の結果をふまえた最終報告書の執筆を行う。

以上のことから、調査会によって公表される最終報告書の内容が第一次開発計画に対して少なからぬ修正を求めるものとなることは容易に理解されよう。なぜならば、第一次開発計画は基本的には開発者のみの立場で練られたものであって、その段階において文化財管理責任者を含むその他の関係者の意見を十分に勘案することは事実上不可能であるからである。したがって、開発者は最終報告書に盛り込まれた第一次開発計画に対する修正意見を勘案して、第二次開発計画（代替案）を公示する段どりとなる。

表 1. 文化財保存と国土開発との調和をはかるための方法論（試案）

事 象	主 体
○文化財に係る第一次開発計画の公示	○開発者（国、都道府県、市町村等）
○調査会設置の要請	○文化財管理責任者
○調査会仮組織の決定	○開発者、文化財管理責任者
○調査会委員の委嘱（調査会の設置）	○教育委員会
○調査会委員（調査会）の承認	○開発者、文化財管理責任者
○調査内容の公表	○調査会
○調査の実施	○調査会委員
○仮報告書の公表	○調査会
○公聴会の開催	○教育委員会
○公聴会の内容審議	○調査会
○再調査の実施	○調査会委員
○最終報告書の公表	○調査会
○第一次開発計画の修正（代替案の検討）	○開発者
○第二次開発計画（代替案）の公示	○開発者
○第二次開発計画（代替案）の妥当性の審議	○調査会
○ ○ ○	○ ○ ○
○第 X 次開発計画の認定	○調査会
○第 X 次開発計画の承認	○文化財管理責任者、文化財保護審議会、文化庁
○第 X 次開発計画の執行	○開発者
○第 X 次開発計画遵守の監視	○文化財管理責任者

第二次開発計画（代替案）の妥当性について調査会で審議した結果、その妥当性が認定された場合には、調査会は理由書を添付して文化財管理責任者、文化財保護審議会並びに文化庁に対して第二次開発計画（代替案）の承認願を提出する。この承認願がそのまま受理されれば第二次開発計画（代替案）に沿ってその執行が開始されることとなる。一方、調査会において第二次開発計画（代替案）が認定されなかった場合には、計画の修正、修正された計画の公示、そしてその妥当性の審議というサイクルをくり返すこととなることは当然である。最後に、文化財管理責任者は最終の開発計画が遵守されているかどうかを監視する義務がある。そして、もし開発計画の遵守に関して疑義がある場合には調査会にその旨を文書で上申することができる。

5. 考 察

文化財を保存することはある意味では文化財を創造することと等価である。なぜならば、文化財を破壊された後の状態に立てば文化財を保存することはまさしく正の創造行為にほかならないからである。このような文化財の保存に対する認識なくして、文化財管理責任者が現実文化財に対するいかなる破壊圧力にも抗しようとする法的保護を与えられていることを決して理解することはできない。すなわち、わが国において散見されるところの私利、私欲をむさぼる猥劣の開発集団による文化財乱破壊の嵐からこれを保護するための楯として文化財保護法にはいわゆる公益調整条項が削除されているのである。したがって、法的にも文化財の保存に対しては、自然環境の保全等とは全く異なる次元からの視点が我々に要求されていることになる。著者は文化財の保存に対して我々が依って立つべき視点は、過去の文化の正しい認識と将来の文化の発展の根幹であるというものでなければならないと信じている。文化財保護法はまさにこのような視点に立脚して、その第一条のあるように「文化財を保有し、かつ、その活用をはかり、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」という崇高なる人類の夢を実現するために制定されたものである。芸術であれ、学問であれ、あるいはこれらを包含した文化の進歩は、我々の先祖が永々と積み上げてきた礎石の上に、何がしかの新たな石を積み上げる所業であることは周知の事実である。すなわち、個々の人間の物理的死を超克した無数の世代の連綿たる継続こそ文化の発展の大前提であって、互いに隣接する世代間をつなぐ優美な生きた橋として文化財を位置づけなければならない。我々の戦争に対する憎悪の念は、その大量殺りくに対してばかりでなく、人類の進歩、発展の基礎であり、かつ、先祖の生きたあかしである文化財の破壊に対しても向けられているのである。戦争によって破壊された街^②に文化の断絶からくる粗雑さを、そして破壊されなかった街^③に文化の継承からくる優美さを感じるのは著者一人であろうか。

6. おわりに

著者は文化財保存と国土開発とは決して相反する所業ではなく、いずれも文化の発展に必要欠くべからざる車の両輪であることを信じて疑わない。仮りに、両者の調和がはかられないならば我々の先祖の生きたあかしのみならず、現在及び将来に生きる人々の生きがいをも奪い去るという我々が最も恐れなければならない事態にたち至る危険を内蔵していることを我々一人一人が胸に銘記すべきである。

表 2. 小松天満宮等専門調査会で選定された調査の大項目

- (一) 小松天満宮及びその周辺の歴史的環境
- (二) 小松天満宮と民俗
- (三) 梯川水系と小松天満宮の地理的環境
- (四) 小松天満宮とその周辺の自然環境
- (五) 小松天満宮本殿等の建築及び建築史
- (六) 梯川水系における水害とその対策
- (七) 小松天満宮をめぐる社会的環境
- (八) その他、関係の重要事項

註

①文化財とはわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものをいう。わが国の文化財は文化財保護法第2条において有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、および伝統的建築物群に大別されている。これらの具体的内容は以下のとおりである。

有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等。

無形文化財：演劇、音楽、工芸技術等。

民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件。

記念物：貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む）等。

伝統的建築物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群。

②戦争によって破壊された街：名古屋、東京、フランクフルト、ロンドン、パリ、アムステルダム、ベルリン等。

③戦争によって破壊されなかった街：金沢、京都、奈良、ゲッティンゲン、ハイデルベルク、ローテンプルグ、ケンブリッジ等。

参考文献

- (1) 「梯川水系工事实施基本計画」建設省河川局 昭和46年12月。
- (2) 「加賀 小松天満宮と梯川」小松天満宮等専門調査会 昭和61年 3月。
- (3) 「加賀 辰己用水」辰己ダム関係文化財等調査団 昭和58年 3月。